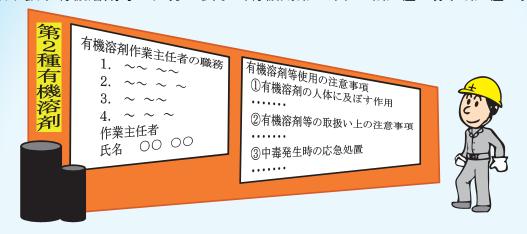
## 掲示と保管

### 掲示

以下の事項を作業中でも容易にわかるよう見やすい場所に掲示する。

- ▶作業主任者の氏名・職務の掲示(労働安全衛生規則第18条)
- ▶有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示(有機則第24条)
- ▶取り扱う有機溶剤等の区分の表示(有機則第25条)(第1種:赤、第2種:黄、第3種:青)



# 貯蔵および空容器の処理

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。

空容器は、当該容器を密閉するか、または当該容器を屋外の一定の場所に集積しなければなりません。



### 適用除外認定

消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、所轄労働基準監督署長の適用除外認定を受けることができます。

この認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。

- ○屋内作業場等(タンク等 の内部以外の場所) 作業時間一時間に消費す る有機溶剤等の量が、常 態として許容消費量を超 えないとき。
- ○タンク等の内部一日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = \frac{1}{15} \times A$
第2種有機溶剤等	$W = \frac{2}{5} \times A$
第3種有機溶剤等	$W = \frac{3}{2} \times A$

#### 備考

W=有機溶剤等の許容消費量(単位 グラム)

A =作業場の気積(床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 m)。 ただし、気積が150 mとする。

# 健康管理

### 有機溶剤等健康診断

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、または当該業務への配置替えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について健康診断を実施\*第3種有機溶剤等にあっては、タンク等の内部における業務に限る

#### 【必須項目】

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査 有機溶剤による④⑤及び⑦~⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- ③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- ⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧肝機能検査
- ⑨腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)
- ⑩神経内科学的検査

有機溶剤の種類		検査項目			
	尿中の 代謝物	肝機能	貧血	眼底	
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			0		
オルト-ジクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロルエタン、1,2-ジクロルエチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン		0			
キシレン、スチレン、1,1,1-トリクロルエタン、トルエン、ノルマ ルヘキサン	0				
N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン	0	0			
二硫化炭素				0	

※尿中の代謝物の量の検査:右表参照 ※肝機能検査:GOT、GPT、γ-GTP ※貧血検査:血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
1,1,1-トリクロルエタン	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサンジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
テトラクロルエチレン、トリ クロルエチレン	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物

- 労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる
- 健康診断の結果(個人票)を5年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)を労働基準監督署に提出